

付 録

指定確認検査機関指定状況（鹿児島県）

（R2.4.1 現在）

機関名	公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター	株式会社 鹿児島建築確認検査機構
所在地	鹿児島市新屋敷町16番228号	鹿児島市易居町2番9号
業務区分	床面積 2,000 m ² 以下のすべての用途の建築物、附随するエレベーター及び小荷物専用昇降機、工作物（擁壁、広告塔）の確認検査	床面積の合計が 10,000 m ² 以内の建築物、及び建築設備、工作物の確認検査及び仮使用認定
業務区域	鹿児島県の全域	鹿児島県の全域

指定構造計算適合性判定機関委任状況（鹿児島県）

（R2.4.1 現在）

機関名	公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター	公益財団法人 日本建築センター	公益財団法人 日本総合試験所	株式会社 建築構造センター
所在地	鹿児島市新屋敷町16番228号	東京都千代田区外 神田6丁目1番8号	大阪府吹田市藤白 台5丁目8番1号	東京都新宿区新宿1 丁目8番1号
委任区分	判定を要する全ての建築物（ただし、大臣認定プログラムにより構造計算されているもので、当センターが再計算できない大臣認定プログラムによるものを除く。）	判定を要する全ての建築物	判定を要する全ての建築物	判定を要する全ての建築物
業務区域	鹿児島県の全域	鹿児島県の全域	鹿児島県の全域	鹿児島県の全域
構造判定の業務を行う事務所の所在地等	鹿児島市新屋敷町16番228号	東京（本部） 大阪事務所	大阪府吹田市藤白 台5丁目8番1号	全ての事務所

※ルート2にて構造計算を行う場合は、上表の取扱と異なる場合があるので、確認申請等の申請予定機関に確認を行ってください。

令和 7 年 4 月 1 日からの建築確認申請手数料一覧表（抜粋）

確認申請・計画通知・中間検査申請・完了検査申請							
		確認申請・計画通知		計画変更	中間検査	完了検査 ③	
		基本額 ①	構造計算が許容応力度等計算（ルート 2）で行われている場合の加算			中間検査なし	中間検査あり
建築物	30㎡以内	10,000円	89,000円	10,000円	13,000円	18,000円	17,000円
	30㎡を超え100㎡以内	19,000円	89,000円	19,000円	16,000円	25,000円	24,000円
	100㎡を超え200㎡以内	30,000円	89,000円	30,000円	23,000円	35,000円	33,000円
	200㎡を超え500㎡以内	43,000円	89,000円	43,000円	28,000円	47,000円	44,000円
	500㎡を超え1,000㎡以内	57,000円	89,000円	57,000円	49,000円	64,000円	62,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	83,000円	113,000円	83,000円	66,000円	88,000円	82,000円
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	243,000円	119,000円	243,000円	147,000円	210,000円	190,000円
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	364,000円	160,000円	364,000円	222,000円	307,000円	298,000円
	50,000㎡を超えるもの	621,000円	297,000円	621,000円	408,000円	537,000円	525,000円
建築設備	昇降機	11,000円	—	7,200円	—	16,000円	—
	小荷物昇降機	6,600円	—	4,500円	—	11,000円	—
工作物		11,000円	—	6,900円	—	13,000円	—

確認申請・計画通知への加算 ②		
省エネ適判を要しない仕様基準の場合		
一戸建て住宅	200㎡未満	13,000円
	200㎡以上	14,000円
共同住宅	300㎡未満	24,000円
	300㎡以上2,000㎡未満	38,000円
	2000㎡以上5,000㎡未満	59,000円
	5,000㎡以上	77,000円

完了検査への加算 ④	
省エネ適判、仕様基準、住宅性能評価等の場合（建設住宅性能評価は除く）	
500㎡以内	5,500円
500㎡を超え1,000㎡以内	7,500円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	10,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	21,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	35,000円
50,000㎡を超えるもの	53,000円

仮使用認定申請		
検査済証交付前建築物等仮使用認定申請手数料	法第7条の6第1項第1号及び2号	121,000円

道路位置指定申請		
位置指定道路の指定、変更又は廃止の申請手数料	法第42条第1項第5号	50,000円

建築許可申請		
建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定申請手数料	法第43条第2項第1号	28,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築特例許可申請手数料	法第43条第2項第2号	36,000円
公衆便所等の道路内建築特例許可申請手数料	法第44条第1項第2号	36,000円
道路内建築特例認定申請手数料	法第44条第1項第3号	28,000円
公共用歩廊等の道路内建築特例許可申請手数料	法第44条第1項第4号	162,000円
用途地域内建築等特例許可申請手数料	法第48条第1項～第14項ただし書き	181,000円
特殊建築物等の敷地位置特例許可申請手数料	法第51条ただし書き	160,000円
建築物の高さ限度適用除外許可申請手数料	法第55条第3項各号	162,000円
日影による建築物の高さ特例許可申請手数料	法第56条の2第1項ただし書き	162,000円
仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料	法第85条第6項	121,000円

全体計画認定申請		
増築等を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定申請手数料及び全体計画変更認定申請手数料	法第86条の8第1項及び第3項	28,000円

一団地認定申請・連担建築物認定申請		
一団地認定申請手数料（総合的設計による一団地の建築物）		法第86条第1項
1：建築物の数が2である場合		78,000円
2：建築物の数が3以上である場合（2を超える建築物を「N」とする。）		78,000円＋N棟×28,000円
連担建築物認定申請手数料（既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物）		法第86条第2項
1：建築物の数が1である場合（既存建築物は除く。2：において同じ。）		78,000円
2：建築物の数が2以上である場合（1を超える建築物数を「N」とする。）		78,000円＋N棟×28,000円

各種証明	
建築確認台帳記載事項証明	410円
建築工事届出証明	410円
道路の位置指定証明	410円

この一覧表は、鹿児島県手数料徴収条例中の土木部建築課所管の手数料からの抜粋です。

は、改正箇所

は、新規の項目

都市計画の決定状況

R5.3.31現在

市 町 村 名	都 市 計 画 区 域 名	土地利用												都市施設										地 区 計 画	市街地開発事業					都 市 計 画 税							
		整 市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 域	用 途 地 区	特 定 用 途 限 地 域	高 度 利 用 地 区	地域地区				風 火 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 区	駐 車 場 整 備 地 区	臨 港 地 区	流 通 業 務 地 区	伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	交通施設				都市施設				供給処理施設														
						道 路	駅 前 広 場	都 市 高 速 鉄 道	駐 車 場						自 動 車 タ ー ミ ナ ル	公 園 ・ 緑 地 ・ 広 場	公 園 ・ 緑 地 ・ 広 場	基 礎 施 設	下 水 道	公 共 市 道	市 道	火 葬 場	火 災 防 火 防 範 施 設	汚 物 処 理 場	防 火 水 槽	流 通 業 務 団 地	土 地 区 画 政 庁 体 合 同	行 公 共 団 体 ・ 共 同 事 業	市 街 地 再 開 発 事 業								
鹿児島市	鹿児島	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	吉田		●																																		
	喜入			●						●																											
	松元		●	●	●																																
鹿屋市	郡山		●	●									●																								
	鹿屋		●		●					●			●					●	●	●	●	●		●	●		●	●	●				●	●			
	串良												●					●					●														
枕崎市	枕崎		●										●	●					●	●	●	●		●													
	串木野		●							●			●	●				●	●	●	●			●	●	●		●	●	●	●	●	●	●			
いちき串木野市	串木野		●							●			●	●				●	●	●	●			●	●	●		●	●	●	●	●	●	●			
阿久根市	阿久根		●										●	●				●	●	●	●	●	●	●													
奄美市	名瀬		●	●			●		●				●					●	●	●	●		●	●													
龍郷町	名瀬		●	●			●		●				●					●	●	●	●		●	●													
出水市	出水		●	●	●				●		●	●	●					●	●	●	●	●					●		●								
伊佐市	大口		●				●						●					●		●	●																
指宿市	指宿		●	●					●				●	●				●	●	●	●	●		●	●										●		
	山川		●										●	●	●			●	●			●	●														
	開聞																																				
南さつま市	加世田		●									●	●	●				●	●	●	●	●		●	●												
	笠沙												●					●																			
霧島市	国分		●										●	●				●	●	●	●	●													●		
	溝辺		●										●																							●	
	隼人		●						●				●	●				●	●					●											●		
	福山								●				●																								
	横川																	●																			
	牧園												●						●																		
西之表市	西之表		●						●			●						●	●	●	●	●													●		
垂水市	垂水		●						●			●						●		●	●	●	●	●													
薩摩川内市	薩摩川内		●	●	●				●		●	●	●					●	●	●	●	●	●		●	●											
日置市	東市来		●										●	●				●																			
	伊集院		●										●	●				●		●																	
	吹上												●	●				●		●																	
曾於市	財部												●	●				●																			
	末吉		●										●	●				●	●	●		●	●														
	大隅		●										●					●																			
志布志市	志布志		●	●	●				●				●					●	●	●	●	●		●													
南九州市	讀娃		●										●	●				●					●														
	知覧		●						●		●	●						●		●	●		●														
	川辺		●	●									●					●		●	●		●														
始良市	始良		●	●					●			●	●					●		●	●	●		●											●		
さつま町	さつま		●										●	●				●	●	●	●		●														
湧水町	栗野		●										●					●																			
大崎町	吉松												●	●				●																			
	大崎												●					●		●	●																
	肝付		●						●				●					●					●														
錦江町	大根占		●						●			●						●	●	●																	
南大隅町	根占								●																												
中種子町	中種子		●										●					●		●		●	●	●													
南種子町	南種子												●					●		●			●	●													
屋久島町	上屋久								●				●					●		●			●	●													
	屋久								●				●					●	●	●		●	●														
瀬戸内町	瀬戸内		●										●					●				●				●											
喜界町	喜界								●			●							●																		
徳之島町	徳之島								●			●						●		●	●																
天城町	天城								●			●						●																			
和泊町	和泊		●						●																												
知名町	知名		●										●						●																		
合計		1	38	10	6	2	1	2	2	1	24	1	4	50	20	1	2	1	1	43	13	20	21	14	17	15	12	14	4	1	4	3	24	7	3	2	8

都市計画区域指定状況等

市町名	区域名	都市計画区域*1					人口集中地区 (H27国調)		行政区画	
		法指定 年月日	最終指定 年月日	範囲	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)*3
鹿児島県合計 35市町（19市16町）・56都市計画区域					205,429	1,390.0	12,360	662.7	(918,708) *2 863,587	(1,648.2) 1,615.2
鹿児島市	鹿児島	T14.10.6	T14.10.6	行政区画の一部 地先公有水面を含む	29,021	553.7	7,459	482.5	54,758	599.8
	吉田	S50.9.22	S50.9.22	行政区画の一部	650	7.2				
	喜入	S62.4.1	H21.8.11	行政区画の一部 地先公有水面を含む	2,905	11.2				
	松元	H4.11.2	H4.11.2	行政区画の一部	3,171	16.6				
	郡山	S62.4.1	S62.4.1	行政区画の一部	2,740	6.5				
鹿屋市	鹿屋	S9.9.10	H18.12.8	行政区画の一部 地先公有水面を含む	16,991	79.1	1,125	29.9	44,815	103.6
	串良	S62.4.1	S62.4.1	行政区画の一部	5,304	11.8				
	吾平	S62.4.1	S62.4.1	行政区画の一部	2,581	6.1				
枕崎市	枕崎	S9.9.10	H6.3.30	行政区画の一部 地先公有水面を含む	3,429	19.8	330	9.5	7,478	22.0
阿久根市	阿久根	S9.5.28	S50.7.7	行政区画の一部 地先公有水面を含む	4,185	15.7			13,428	21.2
出水市	出水	S9.5.28	H28.4.1	行政区画の一部 地先公有水面を含む	7,511	49.1			32,998	53.8
指宿市	指宿	S9.5.28	H17.12.9	行政区画の一部 地先公有水面を含む	3,327	25.5	185	6.5	14,884	41.8
	山川	S21.9.25	S61.10.29	行政区画の一部	1,971	7.6				
	開聞	H4.3.30	H4.3.30	行政区画の一部	1,438	5.3				
西之表市	西之表	S21.9.26	S50.7.7	行政区画の一部 地先公有水面を含む	1,000	8.9			20,566	16.0
垂水市	垂水	S21.3.30	H11.3.23	行政区画の一部 地先公有水面を含む	1,598	12.7			16,212	15.5
薩摩川内市	薩摩川内	S9.5.22	H26.10.10	行政区画の一部 地先公有水面を含む	15,189	79.7	598	19.7	68,292	96.1
日置市	東市来	S9.5.28	S50.7.7	行政区画の一部	1,465	8.5			25,301	49.2
	伊集院	S27.6.5	S60.5.15	行政区画の一部	3,470	24.7				
	吹上	S12.2.25	S43.12.23	行政区画の一部	2,927	6.1				

市町名	区域名	都市計画区域*1					人口集中地区 (H27国調)		行政区域	
		法指定 年月日	最終指定 年月日	範囲	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 *3 (千人)
霧 島 市	国 分	S31.10.8	S59.4.13	行政区域の一部	4,428	56.8	798 *4	36.0	60,316	125.9
	溝 辺	S50.9.22	S59.4.13	行政区域の一部	1,328	4.5				
	横 川	S26.3.20	S43.7.26	行政区域の一部	1,763	3.6				
	牧 園	S23.3.11	S60.5.15	行政区域の一部	4,150	5.4				
	隼 人	S12.11.4	H17.3.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	5,386	37.7	338 *4	13.1		
	福 山	H2.3.31	H18.7.4	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,449	4.5				
い ち き 串 木 野 市	串 木 野	S12.2.25	S60.1.21	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,982	25.8	323	11.6	11,229	29.3
南 さ つ ま 市	加 世 田	S12.11.4	S43.12.25	行政区域の一部	3,581	19.0			28,359	35.4
	笠 沙	S26.12.22	S43.1.13	行政区域の一部	956	1.9				
曽 於 市	財 部	S13.8.23	S43.12.23	行政区域の一部	1,534	5.2			39,014	36.6
	末 吉	S26.3.20	S44.5.20	行政区域の一部	713	9.4				
	大 隅		S32.7.20	H10.10.2	行政区域の一部	1,249	6.2			
		S26.3.20	H10.10.2	行政区域の一部	185	1.0			29,028	31.5
志 布 志 市	志 布 志	S9.5.28	H21.7.28	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,731	15.1				
奄 美 市	名 瀬	S11.1.24	S63.8.24	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,224	34.1	252	17.1	30,833	43.2
龍 郷 町		S63.8.24	S63.8.24	行政区域の一部	1,922	4.7			8,182	5.8
南 九 州 市	瀬 娃	S9.5.28	S60.5.15	行政区域の一部	6,959	10.8			35,791	36.4
	知 覧	S15.5.4	H18.4.28	行政区域の一部 地先公有水面を含む	4,561	8.3				
	川 辺	S26.3.20	S50.9.22	行政区域の一部	3,400	11.5				
伊 佐 市	大 口	S24.1.25	S43.12.23	行政区域の一部	2,328	10.2			39,256	26.8
始 良 市	始 良	S28.2.16	H28.11.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	8,167	73.6	952	36.8	23,125	75.2

市町名	区域名	都市計画区域*1					人口集中地区 (H27国調)		行政区域	
		法指定 年月日	最終指定 年月日	範囲	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 *3 (千人)
さつま町	さつま	S9.5.28	H26.3.18	行政区域の一部	3,608	11.9			30,390	22.4
湧水町	栗野	S26.6.1	S44.5.20	行政区域の一部	340	2.0			14,429	10.3
	吉松	S29.10.2	S43.12.25	行政区域の一部	1,263	2.7				
大崎町	大崎	S29.10.2	H10.7.10	行政区域の一部	3,253	8.7			10,067	13.2
錦江町	大根占	S11.1.24	S43.8.3	行政区域の一部	885	3.8			16,319	7.9
南大隅町	根占	H16.3.30	H16.3.30	行政区域の一部	979	3.1			21,357	7.5
肝付町	肝付	S32.12.28	H26.10.10	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,857	11.5			30,810	15.7
中種子町	中種子	S37.3.3	S37.8.22	行政区域の一部	4,220	5.2			13,718	8.1
南種子町	南種子	S42.3.16	S42.3.31	行政区域の一部	7,253	4.6			11,036	5.7
屋久島町	上屋久	S36.7.19	H28.4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,151	3.3			54,048	12.9
	屋久	S29.10.2	H28.4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,126	2.7				
瀬戸内町	瀬戸内	S34.1.14	S57.7.5	行政区域の一部 地先公有水面を含む	439	5.1			23,965	9.0
喜界町	喜界	S51.1.28	H30.1.19	行政区域の一部 地先公有水面を含む	398	3.3			5,682	7.2
徳之島町	徳之島	S39.9.30	S59.4.13	行政区域の一部 地先公有水面を含む	459	6.8			10,492	11.2
天城町	天城	S39.9.30	S60.1.21	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,651	4.7			8,040	6.0
和泊町	和泊	S51.1.28	H17.3.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	358	3.0			4,039	6.8
知名町	知名	S50.9.22	S50.9.22	行政区域の一部 地先公有水面を含む	320	2.5			5,330	6.2

※1 令和元年度都市計画現況調査より(平成31年3月31日現在)

※2 県全体面積【国土地理院面積調べより(令和元年10月1日現在)】

※3 行政区域人口【H27国勢調査より()内人口は県全体人口】

※4 人口集中地区の合計面積は各区域の合計面積と一致しない。

(霧島市の人口集中地区面積：1,137ha)

建築・住宅に係る相談窓口一覧表

相談内容等	名 称	電話番号
建築・住宅に係る 一般相談 ※建築関係団体等による相談	財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター	099 (224) 4539
	社団法人 鹿児島県建築士事務所協会 設計・工事監理業務その他に係る相談	099 (223) 6363
	社団法人 鹿児島県建築士会 「建築士の日」相談業務（7月1日）	099 (222) 2005
	鹿児島県ゆとりある住まいとまちづくり推進協議会（県住宅課） 「かごしま住まいと建築展」での相談 （例年10月に開催）	099 (286) 2111
建築基準法に係る 相談	県建築課、県地域振興局等の出先機関（鹿児島市以外）	099 (286) 2111
	鹿児島市建築指導課（鹿児島市内）	099 (224) 1111
耐震診断・改修に係る 相談	県建築課	099 (286) 2111
	鹿児島市建築指導課（鹿児島市内）	099 (224) 1111
	社団法人 鹿児島県建築士事務所協会	099 (223) 6363
宅地建物取引業に係る 相談	県建築課	099 (286) 2111
	社団法人 鹿児島県宅地建物取引業協会 毎週月・木10:00～15:00	099 (252) 7111
	社団法人 全日本不動産協会鹿児島県本部	099 (813) 0511
住宅に係る一般相談	県建築課住宅政策室	099 (286) 2111
法律に係る相談	鹿児島県弁護士会（有料）	099 (226) 3765
	鹿児島地方法務局（人権擁護課） その他地方法務局（国分・知覧・川内・鹿屋・名瀬支局）	099 (259) 0680
	法テラス鹿児島 平日9:00～17:00（土日・祝日及び年末年始を除く） （指宿・鹿屋・大島・徳之島にも窓口有り）	0570 (078) 366
契約に係る相談	鹿児島県消費生活センター	099 (224) 0999
住宅に係る紛争等の 相談	住宅紛争処理支援センター 所在地：東京都 月曜日～金曜日10:00～17:00（土・日・祝日休み）	03 (3556) 5147
紛争処理相談	県建設工事紛争審査会（県監理用地課）	099 (286) 2111

鹿児島県被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、被災建築物の危険度の判定について、その迅速な実施の決定及び適確な実施に関し必要な事項を定めることにより、余震による被災建築物の倒壊、部材の落下から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応判」という。）
被災建築物の被害の状況を調査し、余震による二次災害発生の危険度の判定・表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）
前項の応判業務に従事する者として「鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱」第3条に基づき知事の登録を受けた者をいう。
- (3) 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）
前項の判定士である者のうちから別に定める者で、判定士の指導支援を行う者をいう。
- (4) 鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会（以下「応判協議会」という。）
鹿児島県建築行政連絡協議会並びに県建築士会、県建築士事務所協会及び県建築協会で構成され、鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会会則に基づき設立された機関をいう。
- (5) 土木対策部建築班
県災害対策本部の土木対策部建築班（土木部建築課）をいう。

第3 震前対策

応判を円滑に実施するため、予め次の事項を講じておくものとする。

- (1) 避難施設一覧表等及び住宅地図の整備・保管
各市町村は、施設名、建設年度等を記載した避難施設の一覧表及び位置図並びに市町村住宅地図を県建築課に提出し、県建築課はこれらを保管しておく。
- (2) 判定資材の備蓄
県は、別表判定資材一覧表の県準備資材に掲げる資材を備蓄する。
- (3) 判定士の災害補償準備
県は、応判活動中の判定士に係る事故に備え、事前に災害傷害保険に仮加入する。

第4 連絡網の整備

- 1 応判協議会は、判定作業の的確な実施を図るための判定士の連絡網を整備する。
- 2 連絡網の整備は、応判協議会を次の4つのチームに分け、それぞれのチームごとに行う。
 - (1) 行政チーム（鹿児島県建築行政連絡協議会の会員である県及び市町村の職員）
 - (2) 事務所協会チーム（県建築士事務所協会に加盟の事務所代表者及びその社員）
 - (3) 建築協会チーム（県建築協会に加盟の事務所代表者及びその社員）
 - (4) 建築士会チーム（上記(1)～(3)以外の者）

第5 県庁応判本部の設置

- 1 震度5以上の地震が発生したときは、土木対策部建築班は、応判協議会会員のうち別に定める者からなる県庁応判本部を県建築課内に設置する。
- 2 応判協議会会長は、県庁応判本部に待機する。
- 3 県庁応判本部に、行政チームを主体とする連絡調整班を設け、本部の業務を実施する。また、判定コーディネーターからなる応判実施計画作成班を設けその業務を実施する。
- 4 土木対策部建築班は、県庁応判本部を設置したときは、市町村災害対策本部にその旨を連絡する。

第6 避難施設調査班による避難施設の調査

県庁応判本部は、第3の(1)の避難施設の応判を実施するため、事務所協会チームの構造関係者で編成した避難施設調査班を被災地に出動させる。

第7 民間住宅調査班による建築物被害概況調査

県庁応判本部は、判定コーディネーターで編成した民間住宅調査班を被災地に出動させて建築物の被害概況調査を行わせ、民間住宅の応判が必要な程度の被害状況であるか否かを調査させる。

第8 震度5弱以下の地震が発生した場合の県庁応判本部の設置等

震度5弱以下の地震が発生した場合の県庁応判本部の設置等については、土木対策部建築班と応判協議会会長とが協議し、対応を決定する。

第9 応判実施の決定等

- 1 避難施設調査班及び民間住宅調査班は、調査結果を県庁応判本部に報告する。
- 2 県庁応判本部と土木対策部建築班は協議の上、応判実施が必要と想定される被害状況である場合は、この旨を土木対策部建築班から市町村長に進言する。
- 3 市町村長は進言をうけ応判実施が必要と判断したときは、土木対策部建築班に応判実施を要請し、土木対策部建築班は応判協議会に応判実施を依頼する。
- 4 市町村長は、2及び3にかかわらず応判実施が必要と判断したときは、土木対策部建築班に応判実施を要請することができる。

第10 市町村災害対策本部の役割

市町村災害対策本部は応判実施のため次に掲げる事項を行う。

- (1) 第13に定める現地応判本部との連絡調整
- (2) 応判実施のための拠点場所の確保
- (3) 危険区域等の応判実施保留区域、交通止め状況等の被災地状況に関する情報提供
- (4) 応判実施についての被災地住民への周知

第11 応判の実施計画作成

県庁応判本部は、応判を実施するに当たっては、次の内容からなる応判実施計画を作成する。
また、作成した応判実施計画については、土木対策部建築班から市町村災害対策本部に連絡する。

- (1) 応判実施区域と区画割（住宅地図への記入作業を含む。）
- (2) 応判対象とする建築物の用途及び順位
 - ①学校、避難施設、②病院、就寝用途である社会福祉施設、③共同住宅（公共住宅は除く。）、④個人住宅、⑤商業施設である店舗、旅館、ホテル等
- (3) 判定士及び判定コーディネーターの編成と実施区域への振分け
- (4) 応判実施期間
- (5) その他応判実施のために必要な事項（参集場所、参集人員数、参集時刻）

第12 判定士の参集要請

- 1 県庁応判本部は、応判実施計画に添って、応判協議会の各チームの代表者に参集を要請する。
- 2 各チームの代表者は、第4による連絡網にしたがい応判参加について会員に連絡する。
- 3 各チームの代表者は応判参加者名を県庁応判本部に報告する。
- 4 参集した判定士等の代表者は、参集した判定士等の名簿を作成し現地応判本部に提出する。
現地応判本部はこの名簿を県庁応判本部に提出する。土木対策部建築班はこの名簿により保険加入の本手続を行う。

第13 現地応判本部の設置及び役割

- 1 県庁応判本部は応判実施計画を作成後、応判実施計画作成班を要請市町村に派遣し、拠点場所に現地応判本部を設置する。
- 2 応判実施計画作成班は、現地応判本部において判定コーディネーターに応判実施計画の内容を説明する。
- 3 判定コーディネーターは、班編成を行い判定士を応判業務に出動させる。
- 4 応判業務終了後、判定士は、結果を現地応判本部に報告する。
- 5 現地応判本部は、応判の結果を市町村災害対策本部及び県庁応判本部に報告したときに解散する。

第14 判定結果の表示

判定士は、個々の建築物の応判終了後、応判結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見やすい箇所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼る。
ただし、市町村長の要請によってはこの限りではない。

第15 判定資材等の携帯

- 1 判定士は、応判作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別できるようにする。
- 2 別表判定資材一覧表の判定士準備資材に掲げる資材については、判定士自らが持参し、県準備資材に掲げる資材については、現地応判本部にて、判定コーディネーターから配布を受ける。

第16 判定士の交通手段、食事について

応判実施の際の判定士の交通手段、食事については判定士自らが手配することとするが、必要な場合は各チームそれぞれで手配する。

第17 判定士でない者の判定業務等への補助的従事

判定士でない者が応判業務等に補助的に従事する場合は、必ず現地応判本部の指示に従い従事する。

第18 他の都道府県等に対する支援要請

県は地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会」（以下「全国応判協議会等」という。）と連携を図り、建設省及び他の都道府県の支援を要請する。

第19 他の都道府県等からの支援要請

- 1 他の都道府県等から、判定資材の提供、判定士の派遣等についての支援要請を受けたときは、速やかに県は、県庁応判本部を設置する。
県庁応判本部には、県建築課職員と応判協議会会長が待機する。
- 2 県庁応判本部は、他の都道府県等から依頼された判定資材の調達、判定士の派遣について、調達可能な判定資材を準備し、派遣可能な判定士数を想定した上で、建築士会チーム、事務所協会チーム及び建築協会チームに、各チームが派遣可能な判定士数の取りまとめを依頼する。
- 3 判定資材の提供、判定士の派遣等については、全国応判協議会等と連携を図り、実施する。

第20 この要綱に定めのない事項については、土木対策部建築班と応判協議会会長とが協議して定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月19日から施行する。

判定資材一覧表（別表）

区分	判 定 資 材	準備区分		備考
		県 準 備 資 材	判定士準備資材	
A	登録証	○		
	腕章	○		
	判定調査表	○		
	判定ステッカー	○		
	判定マニュアル	○		
	ヘルメット用シール	○		
	ヘルメット		○	
	判定実施用地図	○		
	筆記用具		○	
	下げ降り	○		
	クラックスケール	○		
	ガムテープ	○		
	雨具（ビニール合羽）※		○	
	防寒具（ジャンパー，ミニカイロ）※		○	
	水筒※		○	
	マスク※		○	
B	バインダー（合紙）	○		
	コンベックス		○	
	軍手		○	
	携帯電話	○	○	
	ナップザック		○	
C	ハンマー（打診器）	○		
	双眼鏡		○	
	ペンライト		○	
	ホイッスル		○	
	ポケットカメラ		○	
	コンパス（方位磁石）		○	

注）区分 A：応急危険度判定時に最低必要なもの

B：判定時にあった方がよいもの

C：判定時にできればあると便利なもの

※印は、状況によって必要ない場合もある。

鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、住民の安全を確保するうえにおいて、余震等による被災建築物の再度の倒壊、部材の落下等から生ずる人的被害を防止することがきわめて重要であることにかんがみ、被災建築物の危険度の応急的な判定を行う地震被災建築物応急危険度判定講習会を開催し、その受講者を登録し、これを活用することにより応急危険度判定の体制を整備し、もって余震等による人的被害の防止を図ることを目的とする。

なお、受講者による判定業務は、鹿児島県地域防災計画に位置付けるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において応急危険度判定とは、地震により被災した建築物が余震等に対し安全に立入り、又は使用できるかを応急的に判定することをいう。

2 この要綱において鹿児島県応急危険度判定受講者（以下「判定受講者」という。）とは、知事の登録を受け、応急危険度判定の作業を行う者をいう。

(登録等)

第3条 判定受講者は、県内に居住し、又は勤務する次の各号のいずれかに該当する者で、第11条の講習会を修了した者又は応急危険度判定の作業を行う者として他都道府県にて登録若しくは認定を受けた者（以下「他県登録者等」という。）からの申請により、知事が登録するものとする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建築士

(2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、応急危険度判定受講者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、知事に申請しなければならない。

(1) 法第5条第2項の建築士免許の写し

(2) 第11条第3項の修了証の写し（他県登録者等にあつては、当該登録又は認定（以下「登録等」という。）を証するもの）

(登録証の交付)

第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、申請者が判定受講者として適格と認めたときは、応急危険度判定受講者登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するとともに、申請者に応急危険度判定受講者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、申請者が判定受講者として適格でないと認めたときは、登録しないことができる。この場合において、知事は、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第5条 判定受講者は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに、判定受講者登録申請事項変更届により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、登録台帳の修正をするものとする。

(登録証の更新)

第6条 登録証の有効期間は、登録された年度から5年後の年度の末日とする。

2 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに判定受講者更新申請書に登録証を添えて知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、登録台帳に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

(登録証の再交付)

第7条 判定受講者は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、応急危険度判定受講者登録証再交付

申請書により知事にその再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた判定受講者は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の辞退)

第8条 判定受講者は、登録を辞退しようとするときは、応急危険度判定受講者辞退届に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を届出者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、判定受講者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録の取消し又は登録の停止を行うことができる。

- (1) 法第9条に基づく免許の取消しを受けた場合
- (2) 法第10条第1項に基づく懲戒を受けた場合
- (3) 前号に規定する場合のほか、知事が必要と認めた場合

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、登録台帳から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録の停止を行った場合は、停止期間の満了まで登録証を領置するものとする。

(判定受講者の業務)

第10条 判定受講者は、市町村災害対策本部の依頼により、応急危険度判定を行うものとする。

- 2 県外の被災地からの支援要請による判定業務については、別に定める知事の要請により行う。
- 3 判定受講者は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯するものとする。

(講習会)

第11条 知事は、応急危険度判定の実施に必要な建築技術を修得させるために、講習会を実施するものとする。

- 2 講習会の受講資格者は、第3条第1項の各号に掲げる者とする。
- 3 知事は、講習会を修了した者に対し、講習会修了者台帳に記載の上、受講修了証を交付する。

(相互認証)

第12条 知事は、第3条第1項の規定により、他県登録者等の登録をした場合は、移転前に登録等をしていただ都道府県知事に対し、応急危険度判定受講者登録通知書により通知するものとする。

- 2 知事は、第3条の規定により登録した判定受講者が、他の都道府県に登録等をし、当該都道府県知事から、応急危険度判定受講者登録通知書の通知があった場合は、当該判定受講者の登録事項を抹消するとともに、その旨を当該判定受講者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月11日から施行する。

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会（以下「県協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 県協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法並びに県、市町村及び建築関係団体の支援協力等に関して事前に調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を進めることを目的とする。

(事業)

第3条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 応急危険度判定体制整備検討会議を開催し、鹿児島県被災建築物応急危険度判定要綱（以下「県要綱」という。）を定める。
- (2) 地震災害時には、県、市町村、建築関係団体は、県要綱に基づき応急危険度判定を実施、支援、協力する。
- (3) 応急危険度判定実施の連絡、支援体制について協議するための会議の開催。
- (4) その他県協議会の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第4条 県協議会は、県、市町村などで組織する鹿児島県建築行政連絡協議会と実際にボランティアで応急危険度判定作業に携わる次の建築関係団体で構成する。

- (1) 社団法人鹿児島県建築士会
 - (2) 社団法人鹿児島県建築士事務所協会
 - (3) 社団法人鹿児島県建築協会
- 2 県協議会に会長を置く。会長は構成員が互選する。

(職務)

第5条 会長は、県協議会を代表し、県協議会の事務を掌理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ指定されたものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 県協議会は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 県協議会の庶務は、鹿児島県土木部建築課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この会則に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この会則は、平成10年10月5日から実施する。

鹿児島県応急危険度判定実施フロー



